

府中市障害者計画（令和３年度～令和８年度） 進行管理一覧表

まとめ

目 次

基本目標及び方針

1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進		4 情報提供と相談支援機能の充実	
（１）市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	・・・ 1	（１）相談支援機能の充実・強化、意思決定支援	・・・ 10
（２）バリアフリーの推進	・・・ 2	（２）情報提供体制の充実	・・・ 11
（３）地域における見守り・支え合いの推進	・・・ 3		
（４）障害者福祉団体の活動支援及び協働	・・・ 4	5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進	
（５）障害福祉サービス事業所への支援及び協働	・・・ 4	（１）地域生活を支えるサービスの充実	・・・ 13
		（２）安心して生活できる環境づくり	・・・ 16
2 障害のある人への社会参加の推進		（３）精神障害に対応した地域包括ケアシステムの検討	・・・ 17
（１）地域活動及び社会活動への参加促進	・・・ 5	（４）災害時の支援体制の構築と避難所の確保	・・・ 18
（２）生涯学習・文化芸術活動への参加・スポーツ機会の確保	・・・ 6	（５）感染症対策の推進	・・・ 18
（３）就労への支援	・・・ 7		
		6 障害のある児童への支援の充実	
3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止		（１）ともに学ぶ機会（インクルーシブ教育）の充実	・・・ 19
（１）障害のある人に対する差別の解消	・・・ 9	（２）乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築	・・・ 20
（２）虐待防止	・・・ 9	（３）障害児通所支援等の充実	・・・ 21
（３）権利擁護の推進	・・・ 9		

目標1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

事業は6年度にはすべて実施しています。今後も各種イベント、広報等を通じて、障害のある人への理解・啓発、福祉意識の醸成を推進するとともに、障害者福祉団体、障害福祉サービス事業所との協働を進め、市民へのノーマライゼーションの意識啓発を推進していきます。また、道路や交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人の地域参加などにより、地域による見守り、支えあい支援を充実していく必要があります。

(1) 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
1	障害者（児）福祉啓発事業 (WaiWai フェスティバル) (地域生活支援事業)	感染症等の状況を考慮しながら、障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせるなど、障害等について市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人となない人が同じ体験を通じて交流や協働の場を設けます。	障害者福祉課	○	○	○	○	
3	その他の福祉啓発	障害や障害のある人に対する理解を深めるため、市民が参加できる研修会等を実施します。	障害者福祉課 地域福祉推進課	○	○	○	○	
4	障害のある人への理解・啓発事業	障害に関する認識と障害のある人に対する理解を深めるため、福祉まつりなど様々な機会を利用して、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。	障害者福祉課 地域福祉推進課	○	○	○	○	
5	「障害のある人」の表記方法の検討	市の発行物等の中で「障害者」・「障害のある人」と表記する際には「障がい」を用いるなど、表記方法について検討します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

※評価 (C h e c k) は次の3段階で行う。○：事業計画 (P l a n) 通り実行できた、△：事業計画 (P l a n) を一部実施できた、×未実施（以下同じ。）

(2) バリアフリーの推進

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
6	移動ルートの整備促進	市民が日常多く利用する歩道がある幹線道路等をバリアフリー化する道路として捉え移動ルートの整備を促進します。	道路課	×	○	○	○	R 3年度は入札不調。R 7年度に、多磨霊園参道バリアフリー化整備工事の第2工区及び平和通り改良工事に着手する。
7	バリアフリー情報の提供	ホームページなどで、公共施設、鉄道駅、公園についてバリアフリーの整備状況について情報提供します。 バリアフリーマップを通して、バリアフリー情報を提供します。	地域福祉推進課	○	○	○	○	
8	交通事業者との連携強化	障害のある人等移動の困難な方の利便性を向上するため、駅舎や駅構内、バス停、駅前広場などの整備について、交通事業者との連携を強化します。	計画課	○	○	△	○	R 5年度は、機械製作の遅れにより工事が完了せず、R 6年度にずれ込んだ。引き続き鉄道事業者に対し、バリアフリー施設の整備を要請していく。
9	だれでもトイレの整備拡充	高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、だれでもトイレの整備を拡充します。	地域福祉推進課	○	○	○	○	
10	「府中市福祉のまちづくり条例」の推進	「府中市福祉のまちづくり条例」に則し、障害のある人が円滑に利用できるようにするための整備を推進します。	地域福祉推進課	○	○	○	○	

(3) 地域における見守り・支え合いの推進

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
11	障害のある人の地域参加・地域交流の促進【新規】	障害のある人が地域の一員として地域に参加することを促進するため市民主体の地域交流・地域活動を支援します。	障害者福祉課	△	○	○	○	R 3年度は、新型コロナのため、一部活動が中止となった。誰もが参加できるような地域交流・地域活動を、引き続き検討する。
12	ボランティアなどによる地域サービスへの支援	障害のある人の地域交流・日中活動を促進するため、ボランティアなど、地域活動グループへの支援を拡充します。	地域福祉推進課	○	○	○	○	
13	多様な人材の育成・確保	府中ボランティアセンターを始め、退職者や子育て経験者などの多様な経験や知識・技術を社会的財産（社会資源）として、その効果的な活用を図ります。	地域福祉推進課 協働共創推進課	○	○	○	○	
14	障害のある人の技能等の活用	芸術、文化、スポーツ等の分野で優れた知識、経験、技能等のある障害のある人を各種講座の講師として活用します。	スポーツタウン 推進課 政策課 文化生涯学習課	○	○	○	○	
15	ボランティアの育成	府中ボランティアセンターを中心に、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。学校教育などの場でボランティア活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボランティア活動の広がりを促進します。	地域福祉推進課	○	○	○	○	
16	関係機関・施設・団体間のネットワークの構築	複数の機関の連携による効果的な支援を行うため、市・関係機関・施設・団体間のネットワークを構築します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
17	団体・機関のネットワークの構築	府中市障害者等地域自立支援協議会を運営し、障害のある人や家族、支援団体、社会福祉法人などと行政が共に福祉施策の在り方などについて考え、相互に支援・交流を図ることができるようネットワークを構築します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
18	施設と地域活動との連携	障害者施設が地域活動へ積極的に参加することにより、市民の障害に対する理解を深めるとともに、施設を地域に開放するなど、地域における社会資源としての活用を促進します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

(4) 障害者福祉団体の活動支援及び協働

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
19	自主グループ活動への支援	ピアカウンセラーや地域福祉専門員等の人材を派遣し、障害のある人が行う自主グループ活動への支援を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	
20	当事者団体・家族会の活動への支援、協働	当事者や家族が相互に情報交換を行い、地域福祉に貢献できるよう、当事者団体や家族会の主体的な活動を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

(5) 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
21	事業者主体の連絡会の設置支援	事業者間で課題を共有するとともに、市から事業者への情報提供・指導を行うことで市内事業者のサービスの質の平準化を目指します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
22	サービス提供に携わる事業所の育成	地域で活動している様々な団体やNPO法人等を障害福祉サービス提供事業所として育成するなど、サービス提供事業所の育成を図ります。	障害者福祉課	○	○	○	○	
23	サービス提供に携わる人材の育成	高齢者や児童などの各種福祉分野に携わる人材等に対し障害分野の理解を深める研修を実施するとともに、移動支援・意思疎通支援など幅広い支援を行う人材の育成を図ります。	障害者福祉課	○	○	○	○	
24	サービス提供に携わる人材の確保に向けた協働による方策の検討【新規】	障害福祉サービス提供に携わる人材の確保に向けて、障害福祉サービス事業所と市が協働して方策の検討を行います。	障害者福祉課 地域福祉推進課	○	○	○	○	
25	福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	事業所に対し、評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に有用な情報を提供します。	障害者福祉課 地域福祉推進課	○	○	○	○	

目標２ 障害のある人の社会参加の推進

事業はおおむね実施しています。各種の障害福祉サービスの充実やイベント、活動機会の充実により、障がいのある人の社会参加が進んでいます。また、各種の就労支援サービスにより、障害のある人の就労も進んでいると考えられます。

今後は、関係機関の連携の強化をより一層進めていくとともに、市における障害者活躍推進計画等の着実な実施など、障害のある人の社会参加に向けた、より実効性のある取組みが求められています。

（１）地域活動及び社会活動への参加促進

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善（Act）
				R 3	R 4	R 5	R 6	
26	障害者（児）福祉啓発事業（WaiWai フェスティバル）（地域生活事業）【再掲】	感染症等の状況を考慮しながら、障害者週間（12月3日～12月9日）に合わせるなど、障害等について市民の理解と認識を一層深めるため、障害のある人となない人が同じ体験を通じて交流や協働の場を設けます。 No1再掲	障害者福祉課	○	○	○	○	No1再掲
27	その他の福祉啓発【再掲】	関係活動団体の交流の「場」の確保や、障害のある人と市民が交流を深めるため、府中市社会福祉協議会を始めとする各種団体のイベントを支援します。障害や障害のある人に対する理解を深めるため、市民が参加できる研修会等を実施します。No3再掲	障害者福祉課 地域福祉推進課	○	○	○	○	No3再掲
28	移動・移送サービスの充実	障害のある人の地域活動、社会活動への参加を促進するために移動・移送サービスの充実を図ります。	障害者福祉課	○	○	○	○	
29	多様な計画の点検評価	障害のある人が障害者計画を始めとして、障害者福祉に関連する多様な市の計画に関し、提言や点検・評価に参加する機会の確保に努めます。	障害者福祉課 地域福祉推進課 政策課	○	○	○	○	

(2) 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
30	生涯学習の場や機会の充実	インターネットなどを通じた情報の取得や発信などができるよう、障害に応じたパソコン講習会を実施します。 知的障害のある人が、地域でより有意義で充実した生活をするために、ボランティアとともに自立や表現の力を身に付ける活動などを学ぶ場として、成人を対象とした「あすなろ学級」のほか、児童・生徒を対象とした学習支援事業を実施します。 障害のある人が生涯学習センター等で実施している各種講座に参加しやすいように配慮に努めます。	障害者福祉課 文化生涯学習課	○	○	○	○	
31	誰もが参加できる活動や体験、鑑賞活動の拡充【新規】	全世代の市民を対象としたイベントとして毎年開催している「市民文化の日」を継続実施し、文化芸術を体験できる機会を提供します。 施設管理者と連携し、年齢・性別・国籍・ライフスタイルの違い、障害の有無などにかかわらず、それぞれの興味や関心に応じて、多様な文化・芸術を身近に楽しめるよう、バリアフリーやユニバーサル対応、多言語対応等、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。	文化生涯学習課	○	○	○	○	
32	スポーツに親しむ機会の拡大	障害のある人とボランティアや市民との交流を通して市民相互の理解を深めるとともに、健康増進を目的とした障害者軽スポーツ大会を開催します。 郷土の森総合プールを開放し、障害のある人が水に親しむ機会を提供するとともに、健康の増進を図ります。 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、障害者団体などに指導員を派遣します。	障害者福祉課 スポーツタウン推進課	○	○	○	○	

(3) 就労への支援

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
33	学校・ハローワークなどとの連携	就労支援事業所等と学校・ハローワーク等が連携し、一般企業や公的機関などに対して雇用を要請するなど、障害のある人の雇用促進を図ります。	障害者福祉課 教育部指導室	○	○	○	○	
34	就労支援事業を中心とした就労支援体制	府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」が実施する就労支援事業を中心として、就労に関する相談を行うことにより、一人一人の状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場での定着を支援します。 障害のある人に対する就労に関する情報の提供や就労支援事業の内容の広報に努めます。 精神障害に対応する就労支援相談体制を強化します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
35	ジョブコーチの活用	障害のある人自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員などに対し、障害のある人の職場適応全般に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案するジョブコーチ（現場適応支援者）を、関係機関の協力のもとに活用し、障害のある人の職場への適応及び定着を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
36	障害のある人の職域の拡大	障害のある人の能力に着目した職域の拡大を推進するとともに、一般企業や公的機関などとの連携を図り、障害のある人の雇用促進を図ります。 障害者雇用に係る国・東京都の制度等を注視し、助成金等に関する企業等への情報提供を行うとともに、市が実施すべき支援策について検討を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	
37	就労定着支援（自立支援給付）【新規】	就労支援を受けて、一般就労に移行した障害のある人に、3年間、就労の継続に必要な相談や指導等の支援を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	
38	就労移行支援（自立支援給付）	一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
39	就労継続支援（A型・B型）（自立支援給付）	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善（Act）
				R 3	R 4	R 5	R 6	
40	作業所等経営ネットワーク支援事業	作業工賃の増加を目指し、作業所等において、共同して製品販路・受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワークの活動を推進します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
41	作業所等への調達の拡大	障害者優先調達推進法の趣旨に則して、作業所等への市からの委託業務等を拡大するとともに、市内にある公的機関や民間の事業所での発注の促進を図ります。	障害者福祉課 政策課	○	○	○	○	
42	障害者活躍推進計画の策定と推進【新規】	「障害者活躍推進計画」を策定し、障害のある人を継続して雇用していくとともに、障害の種別等にかかわらず、働きやすく、活躍しやすい職場づくりや人事管理を推進します。	職員課	△	△	△	△	令和7年6月1日時点では法定雇用率を下回る見込みである。

目標3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

事業はすべて実施しています。民間事業者への周知も、府中市障害者差別解消支援地域連絡会議の開催により行われています。

今後も、府中市障害者差別解消支援地域連絡会議、本市の障害者虐待防止センター、府中市権利擁護センターの活動等を継続的に支援することにより、障害のある人に対する差別の解消、権利擁護、虐待の防止に取り組む必要があります。

(1) 障害のある人に対する差別の解消の推進

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
43	障害のある人への理解・啓発事業【再掲】	障害等に関する認識と障害のある人に対する理解を深めるため、福祉まつりなど様々な機会を利用して、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。No4再掲	障害者福祉課 地域福祉推進課	○	○	○	○	No4再掲
44	民間業者への周知【新規】	市内の民間事業者に向けて、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人への合理的配慮の提供について周知し、建設的な対話を促します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

(2) 虐待の防止

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
45	虐待の防止	障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）で障害者虐待に係る相談を行い、関係機関との連携を強化しながら、家庭や施設、職場での障害のある人に対する虐待の防止に努めます。	障害者福祉課	○	○	○	○	

(3) 権利擁護の推進

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
46	権利擁護事業の充実	福祉サービスの適切な利用を支援する福祉サービス利用者総合支援事業や、判断能力が不十分な障害のある人に対して支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度の利用支援を行う府中市権利擁護センター事業を充実させます。	地域福祉推進課	○	○	○	○	
47	成年後見制度の利用促進【新規】	更なる成年後見制度の促進に向け、制度の普及・啓発等を図るとともに、中核機関及び協議会の設置等、地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進めます。	地域福祉推進課	○	○	○	○	

目標4 情報提供と相談支援機能の充実

事業はすべて実施しています。基幹相談支援センターも、総合相談、ネットワークづくり等の中核として運営されています。

今後も、（地域）自立支援協議会、相談支援事業所等と継続的に連携することにより、また発達相談からの切れ目のない支援や多機関協働の包括的相談支援等を含めて、障害のある人への相談支援機能を充実させるとともに、分かりやすい情報提供に努め、情報提供を充実させていく必要があります。

（１）相談支援機能の充実・強化、意思決定支援

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善（Act）
				R 3	R 4	R 5	R 6	
48	基幹相談支援センターの運営【新規】	基幹相談支援センターを中核とし、総合相談、ネットワークづくり・人材育成、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着の促進を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	
49	地域自立支援協議会の活用	相談支援機能の向上のため、個別支援会議等で指摘された地域の課題を地域自立支援協議会を通じて共有し、課題解決に向けて協議します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
50	委託相談支援事業所における相談機能の充実	障害のある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、市と委託相談支援事業所「み～な」「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」が連携し、有機的な総合的相談体制を確立します。 障害のある人が適切なサービスを効果的に利用できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援機能の充実を図ります。 福祉サービスをうまく利用できない人や、難病のある人、高次脳機能障害・発達障害のある人に対し、積極的に相談支援を実施するとともに、サービス内容の周知を図ります。 委託相談支援事業所における相談支援従事者の育成・確保への支援を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	
51	サービス等利用計画を作成する事業所の拡大	事業者のサービス等利用計画作成への参入を促進し、全ての障害福祉サービス利用者に対し、計画が作成され、適切なサービスの利用ができるよう支援を推進します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
52	相談支援専門員の育成・確保	障害のある人のサービス利用や日常生活における意思決定に対し適切な支援を行うなど、障害のある人が地域生活を送る上での横断的な相談支援を行うことができるように、社会福祉法人、NPO法人等と連携して指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の育成・確保に努めます。	障害者福祉課	○	○	○	○	
53	委託相談支援事業所を中心とした生活支援	委託相談支援事業所が中心となって、利用者への総合的な相談内容に対応する関係機関と連携し、障害のある人の生活支援体制を確立します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善（Act）
				R 3	R 4	R 5	R 6	
54	切れ目のない支援体制の構築	関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした乳幼児期からのライフステージを見通した支援を目指します。ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、自立支援協議会で検討された「ちゅうファイル（支援ファイル）」の活用を図ります。	障害者福祉課	○	○	○	○	
55	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】	複合的な課題を抱えている等、分野ごとの支援体制では、課題の解決が困難な場合には、庁内外の関係機関が協働し、包括的な支援ができる体制の構築を目指します。	地域福祉推進課	○	○	○	○	
56	ピアカウンセリングの充実	委託相談支援事業所等で、自己の経験に基づき同じ悩みを持つ人に対して助言を行い、問題の解決を図るピアカウンセリングを実施するとともに、それに従事するピアカウンセラーの育成を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

（２）情報提供体制の充実

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善（Act）
				R 3	R 4	R 5	R 6	
57	分かりやすい情報の提供	サービスの内容を分かりやすく説明した「しおり」を発行するなど、適切な情報の提供に努めます。	障害者福祉課	○	○	○	○	
58	多様な媒体を活用した情報の提供	必要とする情報が容易に入手できるよう、市や社会福祉協議会の広報、ホームページ、音声版広報など多様な媒体を活用した情報提供を進めます。	障害者福祉課 地域福祉推進課 秘書広報課	○	○	○	○	
59	視覚障害者向けの情報発信【新規】	音声読み上げ機能の付いた広報紙閲覧アプリの利用を進めるとともに、ホームページ上で広報紙の全文（グラフなどは除く）を掲載します。	障害者福祉課 秘書広報課	○	○	○	○	
60	コミュニケーション手段の確保	インターネットなどを通じて情報の取得や発信ができるよう、障害特性に応じた情報通信支援用具の給付やパソコン講習会の実施など、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善（Act）
				R 3	R 4	R 5	R 6	
61	意思疎通支援事業 （地域生活支援事業）	聴覚障害又は言語障害のある人が意思疎通を円滑にするため、通訳を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 市の主管課窓口に定期的に手話通訳者を配置することなどにより、聴覚障害又は言語障害のある人の地域生活を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
62	手話講習会 （地域生活支援事業）	市民が聴覚障害者の意思疎通における困難を理解し、手話に関する知識を習得することを支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
63	点字講習会 （地域生活支援事業）	市民が視覚障害者の日常生活における困難を理解し、点字に関する知識を習得することを支援します。中途視覚障害者を対象に、点字技術の習得を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
64	福祉サービス第三者評価制度の普及・促進【再掲】	事業所に対し、評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に有用な情報を提供します。 No25再掲	障害者福祉課 域福祉推進課	○	○	○	○	No25再掲

目標5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

事業はおおむね実施しています。障害福祉サービスは、今後も安定した提供ができるよう、事業者の確保等が必要です。また、今後利用の増加が見込まれる心身障害者福祉センターや相談等の件数が増加している地域生活支援センターは、利用者のニーズを踏まえた機能の充実が求められています。

(1) 地域生活を支えるサービスの充実

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
65	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援（自立支援給付）	身体介護や家事援助などの日常生活の支援が必要な障害のある人に、ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
66	移動支援事業（地域生活支援事業）	外出する際の支援が必要な障害のある人に、ガイドヘルプサービスを提供します。（No28重複）	障害者福祉課	○	○	○	○	
67	在宅の重度障害のある人に向けた支援の充実	東京都の重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業を実施します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
68	訪問入浴サービス【新規】	重度の身体障害のある人に対して、訪問により在宅で入浴サービスを提供します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
69	生活介護（自立支援給付）	常に介護を必要とする障害のある人に、介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
70	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）（自立支援給付）	障害のある人が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の機会を提供します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
71	就労移行支援（自立支援給付）【再掲】	一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援します。No38再掲	障害者福祉課	○	○	○	○	No38再掲
72	就労継続支援（A型・B型）（自立支援給付）【再掲】	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援します。No39再掲	障害者福祉課	○	○	○	○	No39再掲
73	療養介護（自立支援給付）	医療と常時介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う療養介護を給付し、日中活動を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
74	短期入所（自立支援給付）	自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立を目指す場合、入院・入所中の人が地域生活を体験する場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を提供します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善（Act）
				R 3	R 4	R 5	R 6	
75	日中一時支援事業 （地域生活支援事業）	障害のある人の在宅介護を支援するため、日帰りの短期入所等を実施します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
76	心身障害者福祉センターの機能の充実	今後増加が見込まれるニーズに対応するため、心身障害者福祉センターの在り方を見直し、施設・機能の充実を図ります。	障害者福祉課	○	○	○	○	
77	未利用都有地等の有効活用	東京都の住宅施策・福祉施策等における施設整備・移転等に伴い生じる未利用都有地等を有効活用できるよう要請します。	障害者福祉課	×	×	×	×	東京都からの募集がなかったため、未実施だが、都から募集のあったときには、活用を検討していく。
78	地域活動支援センター事業【新規】	障害のある人の創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	
79	補装具の交付 （自立支援給付）	障害の状況に応じた適切な相談と併せ、身体機能の維持・向上を目的とする補装具を交付します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
80	日常生活用具の給付 （地域生活支援事業）	障害の状況に応じた適切な相談と併せ、日常生活の利便性の向上を目的とする日常生活用具を給付します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
81	中等度難聴児発達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用による言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
82	自動車運転免許取得・改造助成事業（地域生活支援事業）	自動車運転免許の取得のために要する経費の一部や、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成して、障害のある人の生活圏の拡大と日常生活の利便性の向上を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
83	車いす福祉タクシー （地域生活支援事業）	車いす福祉タクシーにより、車いす利用者などの移動を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
84	福祉タクシー （地域生活支援事業）	タクシー料金の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
85	自動車ガソリン等費用の助成 （地域生活支援事業）	ガソリン等燃料費の一部を助成し、障害のある人の移動を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
86	福祉移送の支援	障害のある人の移動を支援するため、交通事業者やNPO法人等と連携した福祉移送を支援します。	地域福祉推進課	○	○	○	○	
87	コミュニティバスの運行	コミュニティバスを運行し、障害のある人の移動を支援します。	計画課	○	○	○	○	
88	高齢者・介護保険サービスとの連携	ホームヘルパーの派遣など、同一世帯で利用する共通の高齢者サービスや介護保険サービスと共通するものについて、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ効果的なサービスの提供を図ります。	障害者福祉課 介護保険課	○	○	○	○	

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善（Act）
				R 3	R 4	R 5	R 6	
89	訪問支援	疾患等を抱えている在宅の障害のある人に対し、医師の指示に基づき、看護師等が訪問して看護サービスを提供する訪問看護の充実を国・東京都へ要請します。 かかりつけ歯科医のいない障害者、在宅療養者、摂食・えん下機能に支障がある方等に、歯科医師会の協力のもと「かかりつけ歯科医」を紹介します。	障害者福祉課 健康推進課	○	○	○	○	
90	健康に関する知識の普及と相談	各種の健康教育、健康相談を効果的に実施し、正しい知識の普及に努めます。 生活習慣病等の予防のために保健・医療・福祉が連携し、必要な指導と助言を行うとともに、心身の健康に関する個別相談を実施します。	健康推進課	○	○	○	○	
91	短期入所（自立支援給付） 【再掲】	自宅で介護する人が病気の場合、家族と暮らしている人が自立を目指す場合、入院・入所中の人が地域生活を体験する場合など、短期間、夜間も含め、施設で介護等を提供します。No74再掲	障害者福祉課	○	○	○	○	No74再掲
92	日中一時支援事業（地域生活支援事業）【再掲】	障害のある人の在宅介護を支援するため、日帰りの短期入所等を実施します。No75再掲	障害者福祉課	○	○	○	○	No75再掲
93	緊急一時保護事業	障害のある人の保護者や家族が病気や出産などで介護ができないとき、施設で保護し、在宅介護を支援します。 医療的ケアも含めた緊急一時保護について検討します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

(2) 安心して生活できる環境づくり

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
94	地域生活支援拠点等の運営	障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を有した地域生活支援拠点等を運営します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
95	相談支援専門員、サービス提供事業所への支援【新規】	障害のある人が希望する住まいを選択できるよう、相談支援専門員、サービス提供事業所等に対し、住まいの希望を継続的に把握することの必要性について研修時に情報提供を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	
96	共同生活援助 (自立支援給付)	障害のある人が地域で自立して生活できるよう、少人数で共同で生活を送る居住の場であるグループホームの整備を図ります。 入院・入所中の方の地域移行のため、グループホームの体験利用を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	
97	施設入所支援 (自立支援給付)	施設に入所する障害のある人に、夜間や休日、介護等を行い、支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
98	自立生活援助 (自立支援給付)【新規】	施設入所又はグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が自宅で安心した生活を送れるよう支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
99	公営住宅の障害のある人への優先入居	一定の戸数を障害者枠として障害のある人のいる世帯向けに別枠で募集します。	住宅課	○	○	○	○	
100	重度身体障害者（児）住宅設備改善事業	重度の身体障害者（児）の在宅生活を容易にするため、住宅設備改善費用を給付します。	障害者福祉課	×	×	×	×	平成28年度より日常生活用具の給付（地域生活支援事業No.80）として事業を実施することとしたため。
101	住宅セーフティネット住まい相談事業【新規】	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、府中市居住支援協議会（市内の不動産関係団体・建築関係団体・居住支援団体・府中市で構成）が行う、要配慮者の方々に向けた住まい相談の窓口「住宅セーフティネット住まい相談」を随時開催します。	住宅課	○	○	○	○	
102	民間賃貸住宅あつ旋・居住保障事業	住宅に困窮する障害のある人の世帯に対して、府中市社会福祉協議会が民間賃貸住宅をあつ旋し、入居を支援します。入居の際、保証人となる親族がいない場合は、府中市社会福祉協議会が保証人となります。	地域福祉推進課	○	○	○	○	
103	心身障害者住宅費の助成	民間の賃貸住宅を借りている障害のある人の世帯に対し、家賃助成を行い、民間賃貸住宅への入居を支援します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善（Act）
				R 3	R 4	R 5	R 6	
104	地域移行支援・地域定着支援（自立支援給付）	施設に入所している人や精神科病院に入院している人に対し、地域での生活に移行するための活動に関する相談や住まいの確保などを行い、円滑な地域生活への移行を図ります。 居宅において単身で生活している障害のある人等に、常時、連絡体制を確保し緊急時における相談や必要な支援を行い、地域生活への定着を図ります。	障害者福祉課	○	○	○	○	
105	自立支援医療・医療費助成の充実	十分な医療を受けられる機会の確保と経済的負担の軽減を目的とした自立支援医療・医療費助成の充実を国・東京都へ要請します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
106	年金や手当などの充実	障害のある人の生活を保障する年金制度について、日本年金機構と連携し、正確な情報提供を行います。 障害のある人に手当を支給するとともに、精神障害のある人への拡大を国・東京都へ要請します。 難病のある人への手当を支給するとともに、支給対象について検討します。	障害者福祉課 保険年金課	○	○	○	○	
107	緊急情報の配信	メール配信サービスにて、犯罪発生や危険地域などの緊急情報を配信します。	地域安全対策課 防災危機管理課	○	○	○	○	

（３）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善（Act）
				R 3	R 4	R 5	R 6	
108	保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営【新規】	精神障害も含めた全ての障害のある人が安心して自分らしい暮らしを送ることができるように関係者が情報共有や連携する体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	

(4) 災害時の支援体制の構築と福祉避難所の確保

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
109	避難行動要支援者支援体制の整備	一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、災害時に必要に応じて活用できるように整備します。・平常時から避難行動要支援者と接している地域住民、関係者や医療機関と連携を図りながら、地域での支援ネットワークを構築し、情報伝達、具体的支援も含めて避難行動要支援者の支援体制を構築します。 発災時における事業活動の継続と被害の最小化を図るため、事業所の事業継続計画 (BCP) 策定を支援します。	障害者福祉課 介護保険課 高齢者支援課	○	○	○	○	
110	福祉避難所の確保と在り方の検討	障害福祉サービス事業所との連携も含めて、福祉避難所の確保に努めます。 障害者福祉団体等の協力のもと、各障害に対応した避難所の検討を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	

(5) 感染症対策の推進

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
111	感染症対策の情報提供 【新規】	「新しい生活様式」を始めとした感染症対策について、広報、ホームページなどの多様な媒体を活用して情報提供を行います。	健康推進課	○	○	○	○	
112	I C T (情報通信技術) 機器の活用に向けた支援の検討 【新規】	感染症拡大を防止する観点から、障害者福祉団体、障害福祉サービス事業所の I C T (情報通信技術) 機器の活用に向けた支援の方策を検討します。	障害者福祉課	○	○	○	○	

目標6 障害のある児童への支援の充実

事業はすべて実施しています。特別支援教室の利用者数も増加しています。

特別支援教室の利用者数が増加するなかで、通常級においても特別支援教育の専門性が求められています。また、子ども発達支援センターを中心に、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援が求められています。特に医療的ケア児については、医療的ケア児コーディネーターのスキルアップ等により、適切な支援が求められています。さらに、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援等の比較的新しいサービスについても、ニーズの把握とともに適切なサービス提供が求められています。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
113	障害等への理解啓発活動	府中市特別支援教育推進計画では、全ての教職員に対する特別支援教育等の理解・啓発のための研修や特別新教育コーディネーター等の専門的な教育支援を行える人材育成を行います。	障害者福祉課 教育部指導室	○	○	○	○	
114	障害等の理解	全ての児童・生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、共に学ぶ機会をつくります。また、特別支援学校の児童・生徒との交流やボランティア活動、社会体験活動や副籍制度などを通して、障害等に対する理解を深めます。	教育部指導室	○	○	○	○	
115	特別支援相談	発達障害を含む障害のある児童・生徒のライフステージに応じた一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばすために、各種相談に応じるとともに、教育的支援を行います。	教育部指導室	○	○	○	○	
116	特別支援教育の充実	保護者や関係機関との連携を図りながら、障害のある児童・生徒に対する特別支援教育を充実させます。	教育部指導室	○	○	○	○	
117	通学時等の支援の検討	障害のある児童・生徒が学校等へ通う際の通学支援、通常の学級に通う生徒の授業中の対応等について検討します。	障害者福祉課 教育部指導室	○	○	○	○	

(2) 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
118	福祉型児童発達支援センターの整備・運営	児童が通所して、日常生活における基本的動作、必要な知識や技能、集団生活への適応のための訓練を行い、地域保育所等の訪問支援を行う福祉型児童発達支援センターを整備・運営します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
119	切れ目のない支援体制の構築【再掲】	関係機関との連携を強化することにより、委託相談支援事業所を中核とした乳幼児期からのライフステージを見通した支援を目指します。ライフステージが変化しても切れ目のない支援を継続するため、府中市障害者等地域自立支援協議会で検討された「ちゅうファイル（支援ファイル）」の活用を図ります。No54再掲	障害者福祉課	○	○	○	○	
120	母子保健事業による早期把握・対応	健康診査を通じて、障害の早期把握に努めるとともに、経過観察や専門機関の紹介など、健全な児童の育成を支援します。	子ども家庭支援課	○	○	○	○	
121	民生委員・児童委員、保育士等との協力による障害の早期把握	地区担当保健師を中心に、民生委員・児童委員、保育士などが、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療・教育機関との連携を図りながら、障害の早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制を構築します。	子ども家庭支援課	○	○	○	○	
122	関係機関の連携による障害の早期対応	障害の早期把握後の対応について、より適切な対応が図られるよう、関係機関の連携による多様な早期療育体制を構築します。障害のある人及び難病のある人の地域生活を支援するために、福祉・保健・医療の連携を行い、障害及び難病の早期把握・早期対応に努めます。	障害者福祉課 子ども家庭支援課	○	○	○	○	
123	障害児保育	保育所における障害のある児童の受入れ枠を引き続き確保します。	保育支援課	○	○	○	○	
124	保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化【新規】	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
125	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】	医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	障害者福祉課	×	△	○	○	R 5 年度に医療的ケア児等コーディネーターを配置している。
126	家族等への支援	関係機関によるきめ細やかな情報提供と相談の充実により、療育が必要な子どもの家族を支援します。療育が必要な子どもやその家族、保育所等の職員に対し、施設への訪問支援を行います。	障害者福祉課 子ども家庭支援課	○	○	○	○	

(3) 障害児通所支援等の充実

No	事業名	事業内容・計画	担当部署	実施状況・評価				改善 (Act)
				R 3	R 4	R 5	R 6	
127	障害児相談支援【新規】	適切なサービスの利用ができるよう障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等を実施します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
128	児童発達支援	障害のある児童（療育の必要な児童）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の適切な療育を行い、健全な育成を支援します。 医療型児童発達支援では、上記と併せて治療を提供します。	障害者福祉課	○	○	○	○	
129	居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度の障害等により外出が困難な障害のある児童に対し、居宅において児童発達支援を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	
130	保育所等訪問支援【新規】	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	障害者福祉課	○	○	○	○	
131	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	放課後に親が不在である小学生を対象に、全ての学童クラブで障害のある児童の受け入れを実施します。	児童青少年課	○	○	○	○	
132	放課後等デイサービス	学齢期の児童を対象に、生活能力を伸ばす訓練や社会との交流を促進する活動を放課後や休日に行います。医療型児童発達支援では、上記と併せて治療を提供します。	障害者福祉課	○	○	○	○	